

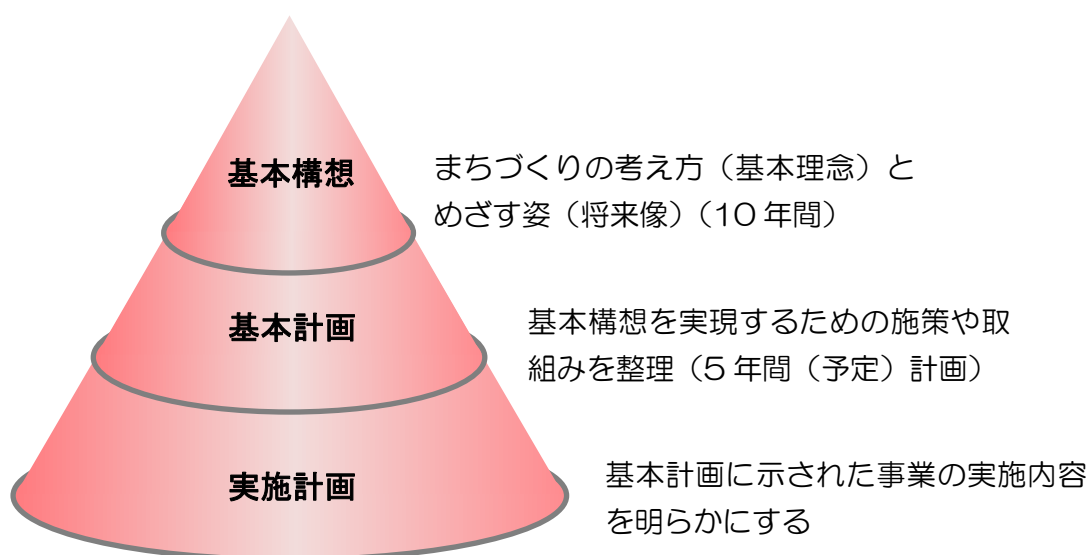
# 第1編 序論



## 第1章 策定の趣旨

第5次吉川市総合振興計画は、平成24年度を初年度、平成33年度を目標年次とする10年計画であり、めざすべき将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」や「まちづくりの目標」を実現するために総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画として平成24年3月に策定しました。

このたび、前期基本計画（平成24年度～平成28年度）の終了に伴い、前期基本計画に掲げる「まちづくりの目標」及び「施策」と施策ごとの「施策指標・目標指標」について社会の状況に応じて刷新するとともに、基本構想の将来都市像を実現するための総合的かつ計画的なまちづくりの推進を目的として後期基本計画を策定するものです。



## 第2章 計画の構成と期間

### 第1節 計画の構成と期間

基本構想の計画期間は10年間とし、めざすべき市の将来都市像や土地利用構想、まちづくりの目標を明示します。

基本計画は、基本構想が示す将来都市像の実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的・体系的にまとめた計画です。また、基本計画の計画期間は、基本構想の計画期間である10年を前期と後期の5年ごとに区分し、後期基本計画は、平成29年度を初年度として平成33年度までの5年を計画期間とします。

年度	平成										
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
基本構想	平成24年度から平成33年度										
基本計画	前期基本計画 (平成24年度から平成28年度)					後期基本計画 (平成29年度から平成33年度)					
実施計画	第1期		第2期			第3期			第4期		第5期

※ 後期基本計画の初年度(平成29年度)は「今回策定」の赤いボックスで示されています。

## 第2節 計画策定の視点

後期基本計画は、基本構想の将来都市像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を実現するために「市民の幸福感の向上」、「吉川市の価値を高める」、「共にまちを想い、共にまちを創る（共想・共創）」という3つのまちづくりの基本理念を踏まえるとともに、次の視点を持って計画づくりに取り組みました。

### 1 市民参加による計画づくり

吉川市市民参画条例に基づき、市民意識調査や市民ワークショップ\*、地域ヒアリング、審議会、パブリック・コメント等の様々な市民参画の機会を確保し、多くの市民が参加した計画づくりを行いました。

### 2 行政評価を活用した計画づくり

施策ごとに施策指標・目標指標を設定し、行政評価制度\*を活用して計画全体及び各施策の進捗状況を把握できる計画づくりを行いました。

### 3 わかりやすい計画づくり

多くの市民に手にとって読んでいただけるような「わかりやすい計画」をめざし、関連する市民・地域等の取り組みなどを明記するとともに、前期基本計画と同様に達成状況を測るための施策指標・目標指標を設定し、わかりやすい計画づくりを行いました。

### 4 他の計画等との整合性の保持

国・県等との計画をはじめ、本市が平成27年度に策定した「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略\*」やその他の個別計画等との整合性に配慮した計画づくりを行いました。

## 第3章 総合振興計画と総合戦略の関係

全国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来に渡って活力ある社会を維持していくことを目的として、国は、「まち・ひと・しごと創生法\*」を制定（公布日：平成26年11月28日）しました。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方自治体が一体となって、中長期的視点に立って取組む必要があることから、本市では、国及び埼玉県の長期ビジョンや総合戦略を勘案しながら、人口の現状と将来を展望する「吉川市人口ビジョン\*」と、そこから見出される基本的な課題等に対して、平成27年度から平成31年度までの5年間で推進すべき取組みの方向性と目標を提示する「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略\*」を平成28年3月に策定しました。

第5次吉川市総合振興計画は、市の最上位計画として、「吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示されている子育て支援、産業振興等の諸部門にわたる施策を包含し、総合的に推進していく計画とします。

### 【吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

